院内保育所管理運営業務委託契約書（案）

広域紋別病院企業団（以下「甲」という）と●●●●（以下「乙」という）は、甲が紋別市落石町１丁目 3 番 5 号に設置する保育施設（以下「保育施設」という）の運営業務について、甲を委託者、乙を受託者として、以下のとおり院内保育所運営業務委託契約を（以下「本契約」という）を締結する。

（業務委託）

第１条 甲は、保育施設の管理運営業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務内容）

第２条　甲が乙に委託する本業務の内容は、本契約に付帯する別紙広域紋別病院院内保育所運営委託業務仕様書（以下「別紙」という）に定めるとおりとする。

２ 甲および乙は、本業務の内容を変更する必要が生じた場合は、双方協議のうえ仕様書を変更するものとする。

（委託期間）

第３条　本契約の委託期間は令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

（設備等の貸与）

第４条　甲は、乙による本業務の遂行の為に、保育施設およびその設備、物品等を整備し、乙の利用に供するものとする。

（委託料等）

第５条　本業務の対価として甲が乙に支払う委託料の額は、別紙に定めるとおりとする。

２　保育施設に関する経費についての甲乙の分担は、別紙に定めるとおりとする。

３　委託料および甲負担の経費についての請求及び、支払いの方法は、別紙に定めるとおりとする

４　別紙の内容を変更する必要が生じた場合は、双方協議のうえで変更するものとする。

（使用者責任）

第６条　乙は、本業務の適切な遂行および第１０条に定める情報の安全管理の徹底が図られるよう、従業者に対して必要かつ適切な監督に努めるとともに、使用者として一切の責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第７条　乙は、本業務の全部または一部を第三者に再委託しないものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第８条　甲および乙は、本契約から生じる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、または担保の用に供しないものとする。

（報告）

第９条　乙は甲から要請があったときはいつでも、本業務の遂行状況を甲に報告するものとする。

２　本業務に関し、事故、苦情、重大な事務過誤等が生じたとき（その疑いが生じた場合を含む）は乙に対し、直ちにその旨を報告するものとする。

３　本条の報告は、書面によるものとする。ただし前項に該当する事象で緊急を要する場合の第一報はこの限りではない。

（守秘義務）

第 10 条　甲および乙は保育施設の運営に関連して知り得た秘密情報（相手方に関する一切の情報（但し、一般に公開されている情報を除く）をいう）および個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報をいい、秘密情報と併せて、以下「本件情報」という）を他に漏らさないものとする。本契約が終了した後も同様とする。

２　甲および乙は、本業務遂行に必要な範囲内において本件情報を取扱うものとし、それ以外の目的のために本件情報を利用しないものとする。甲および乙は、本件情報の適切な取扱いにつき必要な安全管理措置を取るものとする。

３　甲および乙は、本業務が完了した場合または相手方の要請がある場合、本件情報を消去もしくは廃棄または相手方に返却するものとする。但し、法令等の定めにより、相手方においてその保管が定められている場合を除く。

（信用保持）

第 11 条　甲および乙は、互いにその信用保持に留意し、互いの事業に関する信用を失墜するような行為をしないものとする。

（契約解除、解約）

第 12 条　甲および乙は、相手方が次の各号に該当する場合、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約を解除できるものとする。

⑴　一方当事者が本契約の定めに違反し、相手方から当該違反を是正するよう催告を受けてから１４日以内に当該違反が是正されたとき

⑵　手形交換所の取引停止処分を受けたとき

⑶　破産手続開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立を自らなし、またはその手続が開始されたとき

⑷　関係官庁から業務停止処分を受けたとき

⑸　受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑸ その他、本契約の履行が著しく困難と認められる事由があるとき

２ 甲の都合により契約期間内に本契約を解約する場合は、甲は３ヵ月前迄に乙に対し書面でその旨の通知をする。

（契約不履行の責任）

第 13 条　甲または乙が、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、それぞれその損害を賠償するものとする。

（第三者等に対する損害賠償等）

第 14 条　乙は、本業務の履行にあたり、甲または利用者、保育児童、その他第三者に対して人的･物的損害を与えた場合もしくはそのおそれがある場合、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。ただし、緊急を要する場合には、甲の指示を待たず、適切な措置を講ずるものとする。

２　前項の損害が、乙の責に帰すべき事由により生じた場合は、乙はその損害を賠償する責任を負う。

３　乙は、前項の賠償責任能力を担保するため、乙名義の賠償保険に加入するものとする。

４　甲および乙は、利用者その他第三者から苦情を受けた場合は、真摯に責任を持って対応するものとし、必要に応じて双方協議し、解決にあたるものとする。

（契約の変更）

第 15 条　本契約の内容を変更する必要が生じた場合は、甲乙双方協議のうえ改定できるものとする。

（協議事項）

第 16 条　本契約並びに本契約に付帯する仕様書の解釈に疑義が生じた場合および本契約並びに仕様書に定めのない事項については、甲乙双方協議のうえ決定するものとする。

（管轄裁判所）

第 17 条　甲および乙は、本契約に関して争いが生じた場合は、その第一審の専属的合意管轄裁判所を旭川地方裁判所とすることに予め同意するものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙双方記名押印したうえ、各自その１通を所持するものとする。

令和８年●●月●●日

（甲）　紋別市落石町 1 丁目 3 番 37 号

広域紋別病院企業団

企業長 緑川　泰

（乙）

別紙　　広域紋別病院企業団院内保育所管理運営委託業務仕様書

広域紋別病院企業団院内保育所管理運営事業者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

１．趣　旨　　本仕様書は、広域紋別病院企業団院内保育所運営事業者（以下「受託者」という。）が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

２．管理運営の基本事項
（１）関係法令及び例規の規定を遵守すること。
（２）施設の設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
（３）業務に関連して取得した利用者等の個人情報の保護の徹底に努めること。
（４）利用者の意見を管理運営に反映し、利用者満足度の向上を図るとともに、児童の安全確保、危機管理の徹底に努めること。
（５）事業活動計画書及び予算執行計画書に基づき、適正かつ効率的運営を行うこと。
（６）効率的な事業運営を行い、経費の節減に努めること。
（７）近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること。

３．保育の場所と概要
（１）施設名称　広域紋別病院企業団院内保育所
（２）所 在 地　紋別市落石町１丁目３番５号

４．保育内容
（１）定 員　５名（うち０歳は５名）
（２）保 育 日　祝日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く、月曜日から金曜日まで
（３）保育年齢　０歳（生後５７日目）～小学校就学前
（４）保育時間　通常保育　午前７時３０分から午後６時３０分まで
　　延長保育　午後６時３０分から午後８時００分まで
　　夜間保育　午後６時３０分から翌午前７時３０分まで
　　休日保育　午前７時３０分から午後６時３０分まで

※ 夜間保育・休日保育は、利用希望のある日に開設する。
ただし、夜間保育の当日または翌日が祝日及び年末年始の場合は休園とし、休日保育の当日が年末年始（１２月２９日～１月３日）場合は休園するが、必要と認められる場合は延長保育を実施する。

（１）保育の種類
①月極保育　一ヶ月のうち総利用時間が１４０時間以上保育施設を利用する児童。
②一時保育　前号以外の児童。
（２）給　食　別途料金（●●●負担）とし、受託者で準備
（３）お や つ 別途料金（●●●負担）とし、受託者で準備

５．月間委託料　本契約第５条第１項の本業務の対価として支払う月間委託料は次のとおりとする（消費税抜き)。ただし、一時保育の全児童の総利用時間を合計し１４０で除して得られた数値（小数点第一位切上）に月極保育児童数を加えた数を当月の保育児童数とする。
（１）保育児童数が０名から ５名までは、●●●●円
（２）延長保育１回あたり●●●●円
（３）夜間保育１回あたり●●●●円
（４）休日保育１回あたり●●●●円

６．職員配置に関すること
（１）日々の保育所運営業務における責任体制、連絡体制等を明確にし、業務の円滑な遂行ができる体制を確立すること。
（２）保育に支障がないよう保育士の異動に配慮した固定配置とともに欠員が生じることのないよう代替要員の確保等必要な措置を講ずること。
（３）職員の資質を高めるため、保育知識、安全のための研修等を実施するとともに運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

７．施設、備品の維持管理等
（１）保育所の運営に際し施設設備・遊具等の衛生環境と美観の保持に努めるとともに、費用抑制のため省資源、省エネルギー等環境に配慮すること。
（２）企業団が貸与する備品は、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
（３）器具、その他保育に必要な全ての機器は、常に整備・点検を実施し安全確保に努めること。
（４）受託者が保育所の設備の原形を変更している場合は、契約期間終了までに受託者の費用負担によりこれを原状に回復して引継ぐこと。ただし、原状回復の必要がないと企業団が認めたものについてはこの限りではない。

８．業務の第三者への委託
受託者は、原則として運営業務の全部又は一部を第三者に委託することができない。
ただし、業務の一部について、あらかじめ企業団に書面で申請し、企業団が承認した場合は、受託者の責任において第三者に委託することができる。
なお、第三者に業務の一部を委託した場合は、当該委託先との契約書の写しを企業団に提出すること。

９．委託条件
（１）法令、通達等を遵守し、保育所運営を実施すること。
（２）認可外保育施設指導監督の指針（平成１４年７月１２日雇児発第０７１２００５号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を基本として保育運営を実施すること。
（３）乳幼児の事故が発生しないよう万全の対策を講じること。
（４）業務上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。契約期間終了後も同様とする。
（５）契約期間終了後も次の受託者がスムーズに業務を継続できるよう、契約期間中に引継ぎ期間を設け、業務に支障をきたさないよう責任を持って引継ぎを行うこと。

１１．費用負担の区分

業務に伴う企業団と受託者の費用等の負担は、次 のとおりとする。

項　　目	発注者	受託者	保護者
入所案内の作成及び説明		○	
入退所手続、申込先	○		
保育日時予定表作成		○	○
保育日時（変更、休み等）の連絡先		○	
帳簿管理等（名簿、保育台帳、保育日誌、身体の記録簿、入所時の出欠記録簿等）及び統計資料の作成		○	
立入調査等への対応	○	○	
保育料の徴収に必要な資料の作成		○	
保育料の集計、徴収	○		
給食及びおやつの提供、調乳、配膳		○	
保育施設の修繕	○		
保育施設の衛生管理（害虫駆除、エアコン清掃以外）		○	
害虫駆除、エアコン清掃	○		
その他、受託者が行うべき業務		○	
その他、発注者が行うべき業務	○		
人件費		○	
福利厚生費		○	
慣らし保育に必要な費用		○	
受託者の定期健康管理（検便含む）に関する費用		○	

施設の衛生管理に関する費用（害虫駆除、ｴｱｺﾝ清掃以外）		○	
害虫駆除、エアコン清掃	○		
被服費		○	
職員の資質向上に関する費用		○	
各種イベントに係る費用		○	
賠償責任保険に関する費用		○	
給食、おやつに関する費用	○		
施設の改修、補修、維持に関する費用	○		
光熱水費	○		
通信運搬費（固定電話）	○		
通信運搬費（携帯電話、インターネットに要する費用）		○	
保育所運営に係る一品２万円以上の備品	○		
幼児の定期健康管理に関する費用		○	
おむつ、着替え、タオル、布団等保護者が用意すべきもの			○
保育材料（おもちゃ、絵本等）		○	
救急用具		○	
ごみ袋、ティッシュ、ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ、消毒に必要な物等		○	
照明器具消耗品（LED、蛍光灯、電球等）	○		
のり、ハサミ等の児童が使用する文房具		○	
その他、運営管理に関する費用		○	
その他、発注者が必要と認めた費用	○		

１２．実績報告、委託料及び企業団負担経費の請求、支払い方法

本契約第５条第３項の委託料及び企業団負担の経費についての請求及び支払方法は、次のとおりとする。

（１）　受託者は、企業団に対して毎月１日から末日までの保育施設運営に関する実績の報告及び同報告に基づく請求書を翌月１５日までに企業団に送付する。
（２）　病院は、前号の請求書に基づき、請求書を受理した月の末日までに、受託者の指定する金融機関の口座に振込手数料企業団負担の上振り込むものとする。